

# 12月3日～9日は障がい者週間 この街でともに暮らしていくために

障がい者週間は、障がいのある方がさまざまな分野の活動に積極的に参加できるよう、障がいのある方への関心・理解を深めるための週間です。区では、障がいのある方が地域で安心して暮らし続けていけるように、お互いのことを「理解」するための取り組みを行っています。お互いに個性を尊重し合い、ともに生きる社会を目指しましょう。

**問合せ** 指定があるもの以外は障害者福祉課庶務係 ☎内線2681

<p><b>●障がい者週間特設展示</b> 障がい者施設での取り組みを紹介するパネルや、制作物等の展示を行います。</p> <p><b>期間</b> 12月3日(休)～9日(休)</p> <p><b>場所</b> 区役所1階ロビー</p>	<p><b>●障がい者福祉推進団体パネル展示会</b> 福祉推進団体の活動をパネルで紹介いたします。</p> <p><b>期間</b> 12月4日(金)・5日(土)</p> <p><b>場所</b> アクロスあらかわ1階多目的ホール</p> <p><b>問合せ</b> アクロスあらかわ ☎(3803)6221</p>	<p><b>●荒川たんぼセンター施設紹介パネル展</b> 施設での日常や取り組みを紹介するパネルの展示を行います。</p> <p><b>期間</b> 12月10日(休)まで</p> <p><b>場所</b> 区役所1階ロビー</p> <p><b>問合せ</b> 荒川たんぼセンター ☎(3891)6825</p>
---	---	--



## 支え合いましょう

### ●個人別ライフプランの作成支援

個人別ライフプランは、障がいのある方を対象とした「生涯にわたる生活設計」です。生まれたときから人生の節目ごとに段階を分け、時期に合わせた各種支援制度等、一人ひとりに応じた福祉サービス等を考えていきます。

**費用** 無料

**問合せ** 障害者福祉課障害サービス係 ☎内線2683

### ●手話通訳者・要約筆記者を派遣

聴覚に障がいのある方のため、区内で開催する講演会やセミナー等に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。申請方法等の詳細は、お問い合わせください。

**対象** 区内の法人・団体 **費用** 無料

**問合せ** 障害者福祉課障害サービス係 ☎内線2691

### ●あらかわ安心カードの配付

障がいのある方が緊急時に必要とする支援の内容、緊急連絡先を記載できるカード(右写真)をケース付きで配付しています。

このカードを持っていて、困っている方がいたら、声かけをお願いします。



▲カード ▲ケース

**対象** 身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方  
**配付場所** 区役所1階障害者福祉課、荒川たんぼセンター、アクロスあらかわ、支援センターアゼリア

### 荒川区障害者基幹相談支援センターをご利用ください

障がいのある方が適切なサービスを受けることができるよう、地域での支援のネットワークづくりを進めるほか、総合的・専門的な相談業務を行っています。

**受付時間** (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分 ※祝等を除く

**場所** 荒川たんぼセンター2階

**問合せ** 荒川区障害者基幹相談支援センター ☎(3801)8060

## 就労を応援します

### ●荒川区障害者就労支援センター「じよぶ・あらかわ」

就労を目指す障がいのある方や、障がいのある方を雇用している・これから雇用する企業等の相談を受け付けます。

**受付時間** (月)～(金)午前9時～午後5時 ※祝等を除く

**場所** 荒川区社会福祉協議会2階

**問合せ** じよぶ・あらかわ ☎(3803)4510

### ●一般就労に向けたスキルアップ支援

就労に必要な知識・技能を習得できるように、清掃や受付対応、パソコン操作等の訓練を行います。

**対象** 区内在住の15歳以上で、就労を希望する障がい児(者)等

**費用** 無料

**申込み** 来所・電話で、区役所1階障害者福祉課障害サービス係へ ☎内線2693

### 福祉作業所をご利用ください

一般の就労が困難な障がいのある方に就労を提供する施設で、印刷や菓子製造等の各種請負作業を行っています。作業の発注を随時受け付けています。詳細は、お問い合わせください。



**問合せ** 障害者福祉課障害サービス係 ☎内線2694

## 困ったら相談してください

### ●障がい者虐待防止・差別解消センター

障がいを理由にした不当な差別的取り扱いを受けた場合に、相談できます。

**受付時間** (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分 ※祝等を除く

**場所** 障害者福祉課相談支援係 ☎内線2685

**問合せ** 上記以外の日時の場合は☎(3802)3151

### ●成年後見制度の相談

成年後見制度は、障がいのある方の家族が高齢になったときや、病気・亡くなったとき等でも、障がいのある方本人が安心して暮らし続けていけるように、弁護士・司法書士・社会福祉士が、法律や生活面に配慮しながら支援する制度です。

制度の詳細について、本人や家族等からの相談を受け付けています。ぜひ、ご利用ください。

**受付時間** (月)～(金)午前9時～午後5時 ※祝等を除く

**場所** 荒川区社会福祉協議会2階

**問合せ** あんしんサポートあらかわ ☎(3802)3396

### ●障がいのある当事者(ピアカウンセラー)による相談

**期日** 12月12日(出) **時間** 午前10時～午後3時

**場所** 荒川たんぼセンター

**内容** 視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者による相談

**申込み** 12月1日(休)から来所・電話・ファクスで、事業名・住所・氏名・電話番号を、荒川たんぼセンターへ ☎・FAX(3807)8483

確認してください

## 国民年金の手続き

**申請・相談** 国保年金課国民年金係(区役所1階)  
**問合せ** ☎内線2411

### このようなときは届け出を

- ▶第1号被保険者(自営業者とその配偶者、学生の方等)が、荒川区に転入した
- ▶第2号被保険者(厚生年金保険に加入している方)が、60歳になる前に退職した
- ▶第2号被保険者に扶養されている配偶者が、収入増・離婚・配偶者の退職等で、扶養から外れた

※各区分事務所でも届け出を受け付けています

### 外国籍の方も加入が必要です

日本に住む20～59歳の方が加入し、保険料を納めます。受給資格を満たせば、老後に年金を受給できるほか、病気やけがで障がいが残ったとき、要件を満たせば障害基礎年金を受給できます。

外国籍の方で受給資格を満たしていない場合も、保険料を6か月以上納めれば、出国後2年以内に脱退一時金が請求できます。

### 保険料の納付が困難な方は、納付が免除・猶予されます ※各制度ともに申請が必要です

- ◆**全額免除・一部免除制度**  
本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が基準額以下の場合、保険料の納付が免除されます。
- ◆**納付猶予制度**  
50歳未満の方で、本人および配偶者それぞれの前年所得が基準額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。
- ◆**学生納付特例制度**  
本人の前年所得が基準額以下の学生等は、保険料の納付が猶予されます。

### 病気やけがで障がいが残ったら、障害基礎年金の手続きを

国民年金加入中や、20歳になる前および60～64歳に初診日がある病気やけがによって、一定の障がい状態にある場合は、請求により障害基礎年金を受けられることがあります。

### 60歳以上の方も国民年金に任意加入できます

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間の10年を満たせなかった方や、老齢基礎年金を満額受けられない方は、65歳になるまでの期間、国民年金に任意加入できます。また、昭和40年4月1日以前に生まれ、65歳までに受給資格期間の10年を満たせなかった方は、70歳になるまでの間、さらに任意加入できる特例があります。

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度の

## お知らせ

### 国民健康保険の被保険者が 引っ越し・就職・退職等のときは 14日以内 に届け出を

引っ越し・就職等をしたときや、社会保険に加入している方が退職をしたとき等、健康保険の種類が変わる場合には、世帯主または本人が14日以内に届け出をしてください。  
※届け出に必要な書類等はお問い合わせください  
※届け出が遅れると、保険料をさかのぼって納めたり、医療費の全額が自己負担になる場合があります

**届け出・問合せ** 国保年金課国保資格係(区役所1階) ☎内線2375

### 後期高齢者医療制度の被保険者に ジェネリック医薬品差額通知を送付

ジェネリック医薬品の利用で薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方へ、ジェネリック医薬品差額通知を12月中旬に送付します。

**ジェネリック医薬品とは** 先発医薬品の特許期間が切れた後に、先発医薬品と同じ有効成分で製造・販売され、先発医薬品と同等の品質・効き目・安全性があると国が認めた医薬品です。

**問合せ** ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク ☎0120(601)494

※(出・回・例等を除く、送付日の翌日～令和3年1月29日(金)の午前9時～午後5時